

国民健康保険法施行令の一部を改正 する政令の公布について

保発0125第2号
平成31年1月25日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成31年4月1日に施行されます。

下記改正政令の趣旨及び内容について御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

「平成31年度税制改正の大綱」（平成30年12月21日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円から61万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

2 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

改正政令は、平成31年4月1日から施行すること。